

## 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和2年12月18日）  
閣議決定

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

#### 【総務省】

##### （6）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：防衛省）

#### 【防衛省】

##### （1）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：総務省）

出典：内閣府HPより

防人育第1450号  
総行住第12号  
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿  
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長  
総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

出典：内閣府HPより

## 自衛隊法 97 条 1 項

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

## 自衛隊法施行令 120 条

(報告又は資料の提出)

第一百二十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

出典：自衛隊法および自衛隊法施行令



第八章

雑則

本章は、雑則に関する事項を規定する。内容的には保安庁法五章において定められていた雑則規定とおおむね同様であるが、学資金貸与の制度(レ九八条)、防衛出動時における施設の管理、物資等の使用、収用(レ一〇三条)、公衆電気通信設備の優先利用(レ一〇四条)、訓練のための漁船の操業の制限とその他の場合における補償規定(レ一〇五条)などが新たに追加されたほか、他の法令の適用除外についても、道路運送法(レ一二三条)、道路運送車両法(レ一二四条)、麻薬取締法(レ一一六条)等に関して、新しくそれぞれ必要な除外規定が設けられた。また、本法制定後、需品の貸付規定

(レ一一六条の二)が昭和三十一年四月に、教育訓練の受託規定(レ一〇〇条の二)、消防法の適用除外規定(レ一一五条の二)および食事の支給規定(レ一一六条の三)は三十五年五月に、運動競技会に対する協力規定(レ一〇〇条の三)が三十六年六月に、南極地域観測に対する協力規定(レ一〇〇条の四)は三十九年一月に、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の適用除外規定(レ一一四条の二)は四十二年八月に、さらに、防衛医科大学卒業生の離職に対する償還金(レ九八条の二)は、四十八年九月にそれぞれ追加された。

第八章 雑則

(募集事務の一部委任)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力を要する経費は、国庫の負担とする。

九七条〔募集事務の一部委任〕① 都道府県知事および市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行なう。

② 長官は、警察庁および都道府県に対して、自衛官の募集に関する事務の一部について、協力を求めることができる。

③ 一項の規定により都道府県知事および市町村長の行なう事務、ならびに前項の規定により都道府県警察の行なう協力に必要な経費は、国庫の負担とする。

村長の行なう事務、ならびに前項の規定により都道府県警察の行なう協力に必要な経費は、国庫の負担とする。

注解

一 趣旨 本条は、自衛官の募集に関する事務について、都道府県知事および市町村長に一部を委任することならびに警察庁および都道府県警察に対して協力を求めることを定める。いうまでもなく、自衛隊がその任務を十全に遂行するためには、ひろく国民のなかに根を下ろし、国民の協力と信頼により支えられた組織でなければならない。そのためには、自衛隊の表情や募集状況をたえず国民に知らせて、適応層の応募をできるとき容易にしておく必要がある。

まさに「人は城、人は石垣」であって、いかに兵器が進歩しても、人がいなければ、自衛隊は存立しえないのである。それゆえ、自衛隊にとって人の確保がきわめて重要な課題であるが、この課題の一つの解決策として、地方公共団体を活用することとした。

隊員の充足をスムーズにするためには、防衛庁および自衛隊自身が努力すべきことはもちろんであるが、その地方の実情に通じている都道

府県知事および市町村長をして、隊員の募集期間の告示、応募資格の調査、受験票の交付、広報宣伝など隊員の募集に関する事務の一部を委託した方が、より効率的であろう。

また、二項で、長官が自衛官の募集について警察の協力を求めることができると定めているが、これは、仮合格者について過去および現在の犯罪の調査を依頼する趣旨である。

二 機関委任事務 本条の制度は、都道府県知事、市町村長等の地方公共団体の機関に委任される、いわゆる「機関委任事務」にあたる。

したがって、本条の事務については、都道府県知事および市町村長は、国の機関としての地位に立って、委任された事務の遂行に努めなければならない。もしこの事務を行なわなざるときは、その行なうべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、確認の裁判にもとづいて、代執行を行ない、または内閣総理大臣は、これを罷免することができる(レ国家行政組織法一五一条一、地方自治法一四六条)。

三 委任事項 一項の規定により、都道府県知事および市町村長に一部委任される事項は、隊員の募集業務に関するものと募集に関する広



報宣傳事務である。隊員の募集について都道府県知事および市町村長に委任されるのは、二等陸士、二等海士および二等空士である。これらの自衛官は、自衛隊のいわば基礎を形成するものであり、愛国の情にあふれ、資質に優れ、かつ身体強健な青年を多数募集する要請をみたすために、地域に密着した長に委任し、それ以外の隊員（幹部候補生や防衛大学校学生等）については、防衛庁で行なうこととしている。

この事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣は、都道府県知事および市町村長に対して、募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告および県勢統計等の資料の提出を求め、地方の事情にそくして募集が円滑に行なわれているかどうかを判断し（レ施行令一一〇条）、また、募集広告、パンフレット、各種掲示物を都道府県および市町村に配付して、その用に供させることができる。

四 都道府県知事および市町村長の事務 前述の自衛官募集のために、都道府県知事および市町村長の行なう事務には次のものがある。まず都道府県知事の仕事には、(1)募集期間の

告示（レ施行令一一四条）、(2)試験期日および試験場の告示、試験期日、試験場の位置および名称等の選定は、地方の事情を把握している都道府県知事によらしめ、ただ試験の実施については防衛庁の職員が行なうわけであるから、当該都道府県を警備区域とする方面總監と協議して定めるものとする（レ施行令一一七条一項）、(3)試験に必要な場所および施設の提供（レ施行令一一七条二項）。

また、市町村長の行なう事務には、(1)志願票の受け付け（レ施行令一一五条）、(2)応募資格の調査、市町村長は、志願票の提出があれば、その志願者が一定の年齢に達し、自衛隊法三八条一項に規定する欠格事由に該当していないかどうかを調査する（レ施行令一一五条一項）、(3)受験票の交付、市町村長は、応募資格を有すると認められた者について、地方連絡部長と協議のうえ、志願者に受験票を交付する（レ施行令一一五条二項）。

なお、方面總監および地方連絡部長は、募集業務に関して関係都道府県知事、市町村長および公共職業安定所長等と調整をはかって、業務の円滑な遂行に努めなければならない（レ昭三〇

庁訓八〇号一五条）、また、募集業務を行なうにあたっては、官公署、学校、報道機関、協力諸団体等と連絡して、その協力が得られるようにし（レ同庁訓一八条）、都道府県知事および市町村長が適切な広報宣伝を行なうことができるように、募集広報資料、資材等を提供するものとする（レ同庁訓一九条）。

五 国庫負担 自衛官の募集に関し都道府県知事および市町村長の行なう事務や都道府県警察の行なう協力に必要な経費は、国庫の負担とする。これは、地方財政法一三条より当然のことであるが、重要な事項と考えられるのでよく規定されているわけである。

九八条〔学資金の貸与〕① 長官は、学校教育法（昭和二十二年法律二六号）に規定する大学（大学院を含む）に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対して、選考により学資金を貸与することができる。

るにより、その貸与金の全部または一部の返還を免除することができる。

一 修学後政令で定める年数以上継続して自衛隊員であったとき。

二 修学後隊員であった者が、公務による災害のため心身に故障を生じ、四二条二号の規定に該当して免職されたとき、または同条四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡または不具廃疾により貸与金の返還ができなくなったとき。

⑤ 前四項に定めるもののほかに、学資金の貸与および返還に関して必要な事項は、政令で定める。

【注】

一 趣旨 本条は、修学後自衛隊に勤務する意思のある学生に対して、学資金を貸与することを定めるもので、旧陸海軍の委託学生に相当するものである。本条の趣旨は、ひろく人材を求めるところにあるといえるが、もとはといえば、医官を確保するためにこの制度が設けられた。すなわち、昭和三〇年に歯科学生に対して将来自衛隊医官となる契約のもとに学資金を与えるために設置されたのが始まりで、当初は年二〜三回の募集を行なっていた

（学資金の貸与）  
第九八条、長官は、学校教育法（昭和二十二年法律二六号）に規定する大学（大学院を含む）に在学する学生で、政令で定める学術を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、選考により学資金を貸与することができる。

- 1 前項の貸与金の額は、政令で定める。
- 2 第一項の貸与金には、利息を附さない。
- 3 長官は、学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、政令で定めるところにより、その貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 1 修学後政令で定める年数以上継続して隊員であったとき。
- 2 修学後隊員であった者が公務に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条